

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和7年4月】

【問 5】 労働安全衛生規則の衛生基準について、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 著しい騒音を発する一定の屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- (2) 硫化水素濃度が5ppmを超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (3) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務（設備の解体等に伴うものを除く。）を行う作業場については、6か月以内ごとに1回、定期に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。
- (4) 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。
- (5) 著しく暑熱又は多湿の作業場においては、坑内等特殊な作業場でやむを得ない事由がある場合を除き、休憩の設備を作業場外に設けなければならない

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛法第65条（作業環境測定）第1項、安衛令第21条（作業環境測定を行うべき作業場）第1項③、第590条（騒音の測定等）第1項。
- (2) **誤り**：「5ppmを超える」⇒「10ppmを超える」。安衛則第585条（立入禁止等）第1項④。
- (3) 正しい：安衛則第592条の2（ダイオキシン類の濃度及び含有率の測定）第1項。
- (4) 正しい：安衛則第608条（ふく射熱からの保護）第1項。
- (5) 正しい：安衛則第614条（有害作業場の休憩設備）。

解答 (2)

【令和 5 年 10 月】

【問 8】 労働安全衛生規則の衛生基準について、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 炭酸ガス(二酸化炭素)濃度が 0.15%を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (2) 強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 多筒抄紙機により紙を抄く業務を行う屋内作業場については、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- (4) 著しく暑熱又は多湿の作業場においては、坑内等特殊な作業場でやむを得ない事由がある場合を除き、休憩の設備を作業場外に設けなければならない。
- (5) 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「0.15%」⇒「1.5%」。安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項④。
- (2) 正しい：安衛則第 584 条（騒音の伝ばの防止）。
- (3) 正しい：安衛法第 65 条（作業環境測定）第 1 項、安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）③、安衛則第 588 条⑧、第 590 条（騒音の測定等）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛則第 614 条（有害作業場の休憩設備）。
- (5) 正しい：安衛則第 608 条（ふく射熱からの保護）。

解答 (1)

【令和 5 年 4 月】

【問 8】 労働安全衛生規則の衛生基準について、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 硫化水素濃度が 5 ppm を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (2) 強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- (3) 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。
- (4) 病原体により汚染された排気、排液又は廃棄物については、消毒、殺菌等適切な処理をした後に、排出し、又は廃棄しなければならない。
- (5) 著しく暑熱又は多湿の作業場においては、坑内等特殊な作業場でやむを得ない事由がある場合を除き、休憩の設備を作業場外に設けなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「5 ppm を超える」⇒「10ppm を超える」。安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項④。
- (2) 正しい：安衛則第 584 条（騒音の伝ばの防止）。
- (3) 正しい：安衛則第 608 条（ふく射熱からの保護）。
- (4) 正しい：安衛則第 581 条（病原体の処理）。
- (5) 正しい：安衛則第 614 条（有害作業場の休憩設備）。

解答 (1)

【令和4年4月】

【問 7】 労働安全衛生規則の衛生基準について、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 坑内における気温は、原則として、37℃以下にしなければならない。
- (2) 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。
- (3) 炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が0.15%を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (4) 著しく暑熱又は多湿の作業場においては、坑内等特殊な作業場でやむを得ない事由がある場合を除き、休憩の設備を作業場外に設けなければならない。
- (5) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務（設備の解体等に伴うものを除く。）を行う作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第611条（坑内の気温）第1項。
- (2) 正しい：安衛則第608条（ふく射熱からの保護）第1項。
- (3) **誤り**：炭酸ガス濃度が1.5%を超える場所は立入禁止であるが、設問の濃度は0.15%のため該当しない。安衛則第585条（立入禁止等）第1項④。
- (4) 正しい：安衛則第614条（有害作業場の休憩設備）第1項。
- (5) 正しい：安衛則第592条の2（ダイオキシン類の濃度及び含有率の測定）第1項。

解答 (3)

【令和 2 年 10 月】

【問 6】 労働安全衛生規則の衛生基準について、定められていないものは次のうちどれか。

- (1) 炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が0.15%を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (2) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務（設備の解体等に伴うものを除く。）を行う作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。
- (3) 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。
- (4) 多量の低温物体を取り扱う場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
- (5) 著しく暑熱又は多湿の作業場においては、坑内等特殊な作業場でやむを得ない事由がある場合を除き、休憩の設備を作業場外に設けなければならない。

▶▶解説◀◀

- (1) 定められていない：炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が1.5%を超える場所は該当するが、設問の濃度は該当しない。安衛則第585条（立入禁止等）第1項④。
- (2) 定められている：安衛則第592条の2（ダイオキシン類の濃度及び含有量の測定）。
- (3) 定められている：安衛則第608条（ふく射熱からの保護）。
- (4) 定められている：安衛則第585条（立入禁止等）第1項②。
- (5) 定められている：安衛則第614条（有害作業場の休憩設備）。

解答 (1)

【令和元年 10 月】

【問 7】 労働安全衛生規則に基づき、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない場所に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所
- (2) 著しく寒冷な場所
- (3) 病原体による汚染のおそれの著しい場所
- (4) 多量の高熱物体を取り扱う場所
- (5) 炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が 1.5%を超える場所

▶▶解説◀◀

安衛則第 585 条（立入禁止等）

- (1) **該当しない**：強烈な騒音を発する場所は立ち入りが禁止されていない。
- (2) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項②。
- (3) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項⑦。
- (4) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項①。
- (5) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項④。

解答 (1)

【平成 31 年 4 月】

【問 7】 労働安全衛生規則に基づき、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない場所に該当しないものは、次のうちどれか。

- (1) 多量の高熱物体を取り扱う場所
- (2) 病原体による汚染のおそれの著しい場所
- (3) ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所
- (4) 炭酸ガス（二酸化炭素）濃度が 1.5%を超える場所
- (5) 硫化水素濃度が 10 ppm を超える場所

▶▶解説◀◀

安衛則第 585 条（立入禁止等）

- (1) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項 ①
- (2) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項 ⑦
- (3) **該当しない**：強烈な騒音を発する場所は立ち入りが禁止されていない。
- (4) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項 ④
- (5) 該当する：安衛則第 585 条（立入禁止等）第 1 項 ④

解答 (3)